

議案第92号

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立烏山福祉作業所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町 12番4号日本生命 八王子ビル2階201	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

(参考)

- 1 施設の名称 世田谷区立烏山福祉作業所
- 2 指定管理者候補者名 社会福祉法人武蔵野会
所在地 東京都八王子市旭町1 2番4号日本生命八王子ビル2階
201

3 選定結果

(1) 財務審査 B

(2) 書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査

評価項目		配点	得点
書類審査	法人概要	56	54
	施設の事業実績及び自己評価	56	46
	事業運営に関する考え方	84	66
	事業内容（支援方針、個別支援計画等）	392	309
	家族・地域との連携	84	69
	危機管理	196	156
	個人情報保護	56	42
	権利擁護	56	48
	苦情解決	56	42
	職員（人材育成、職員配置等）	84	68
	運営管理の効率化の提案	28	22
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応した取組	56	48
	その他（独自の提案）	28	26
書類審査 小計		1,232	996
プレゼンテーション及びヒアリング審査		665	565
合計		1,897	1,561
合格基準（配点合計の70%）		1,328	
審査結果		合格	

備考

- 1 財務審査では、公認会計士が4段階評価（A（大変健全な法人であると考えられる。）、B（ほぼ健全な法人であると考えられる。）、C（改善を要する法人であると考えられる。）又はD（破綻が危惧される法人であると考えられる。）を行った。評価がDの場合は不合格とし、書類審査並びにプレゼンテーション及

びヒアリング審査を実施しないこととした。

- 2 書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査では、審査項目ごとに7名の選定委員の合計点数を表示した。
- 3 事業内容は、支援方針、個別支援計画、介護等12項目で評価した。